

福祉タクシー利用助成券を交付します

重度の障がいを持つ人に「福祉タクシー利用助成券」を交付しています。

■対象者

- 次のいずれかに該当し、市内に住んでいる人
- ①身体障害者手帳1級または2級を
持っている人
 - ②療育手帳Aを持っている人
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている人
- ※ただし、自動車税および軽自動車税の減免を受けている人は対象外となります。

■手続きに必要なもの
該当する手帳、手続きする人の印鑑、申請書

■受付期間 4月1日(水)から随時

福祉タクシー利用助成券
500円券の20枚つづりです。
年間1万円分を交付します。
(有効期間は4/1～3/31)

問 ぐらし部 福祉課 ☎(23)9235
山内支所ぐらし課 ☎(45)2906
北方支所ぐらし課 ☎(36)6020



担当:片岡

知的障害者巡回相談を実施します

佐賀県総合福祉センターによる知的障害者巡回相談が武雄市で行われます。

知的障がいがある方(18歳以上の方)の療育手帳の取得、再判定などの知的障がいの福祉に関わる相談を受け付けます。
ぜひご利用ください。

■日時 4月17日(金)

■場所 武雄市文化会館1階会議室

※無料で相談できます。

■事前予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。

☎ ぐらし部福祉課 ☎(23)9235



担当:八坂

消費生活相談・法律相談のご案内

困ったときは、一人で悩まず早めにご相談を！(相談は無料です)
専門の相談員が、解決のためのお手伝いをします。

消費生活相談

- 内容 不当請求やクーリングオフ、借金、振り込め詐欺など
- 相談日 月々金曜日(祝日を除く) 10時～16時
- 場所 北方支所2階会議室
- その他 匿名での電話相談も受け付けています。ご利用ください。

・なるべく事前に予約の電話をお入れください。
・書類等があれば準備しておいてください。
(電話相談専用) ☎(36)6022

＝相談事例＝「訪問販売」
新聞を替える気はないと断っているのに、何年か後でもいいよとつこく勧誘された。とりあえず名前だけ書いてと言われ記入した。後でよく見たら、販売員が勝手に2年間の契約と書き込んでいた。(40歳代 女性)

法律相談

- 内容 法的な解決を必要とする相談
- 相談日 毎月第1火曜日 13時5分～15時40分※先着5名
毎月第3金曜日 9時45分～14時40分※先着7名
- 場所 市役所1階相談室
- その他 相談は事前予約制です。総務課までお問い合わせください。
・時間に限りがありますのでご協力をお願いいたします。

・相談内容の要点をまとめておいてください。

▼消費生活相談・法律相談の予約連絡先
☎ 政策部総務課 ☎(23)9315



担当:久保

